

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現 状

(1) 地域の概要

当地域は、栃木県の東北東に位置し、北は大田原市、西はさくら市、東は茨城県大子町・常陸大宮市、南は那須烏山市に接している。東京から約 140 km、宇都宮市から約 40 km にあり、東北自動車道宇都宮 IC や常磐自動車道那珂 IC から車で約 1 時間という位置にある。

道路は当町を横断する国道 293 号、町西部の小川地区を縦断する国道 294 号、東部の国道 461 号の 3 路線が近隣市町間及び他県と結ぶ幹線となっている。

那珂川町は、東西約 22km、南北 18.9km と東西に長く、総面積は 192.78 km² で、県全体の面積の 3% を占める人口約 1 万 4 千人の町である。町の中央を流れる那珂川は鮎の釣り人たちの憧れの地ともなっている関東でも有数の清流であり、那珂川の清湲な流れとこれを取り囲む里山が織り成す自然豊かな町である。



(2) 地域の自然災害リスク

本町は、典型的な内陸型の気候であり、年間平均気温は 13℃ 前後で、寒暖差はあるものの年間を通して比較的生活しやすい環境となっている。また、年間降水量は約 1500 mm、初雪は 12 月下旬、終雪は 3 月下旬で積雪は年間 5 日前後となっている。気象の特徴としては、夏は県北部の高山地帯で上昇気流によって発生した熱雷が、南下してきて強い雷雨となることが多く、冬は「那須おろし」と呼ばれる、冷たい北西の季節風が強く吹き乾燥する。想定される被害等は、次のとおり。

① 地 震

当町周辺では、広範囲に被害を及ぼす可能性のある活断層は確認されていない。

当町に最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震（那珂川町直下地震 M6.9）を想定すると、最大で死者 34 人、負傷者 509 人（うち重傷者 58 人）の被害が発生するものとされている。

② 土砂災害

町は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項等警戒区域における円滑な警戒避難を行うために必要な事項を記載したハザードマップを作成し、土砂災害警戒区域内の地域住民及び避難行動要支援者関連施設に配布している。

・地すべり

本町の地すべり危険箇所については、東部の山間部に特に集中している。

- ・山地災害、急傾斜地崩壊、土石流
本町の山地に起因する災害危険地区は、町内全域に分布している。

③ 水 防

当町における、洪水による経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川は次のとおり。

- ・国が指定して洪水予報を実施する河川

河川名	区 域	基準水位	発表者
那珂川	左岸：大田原市亀久字大平 419 番先から海まで 右岸：大田原市佐良土字野島 2835 番 1 地先から海まで	小口	常陸河川国道事務所 宇都宮气象台

- ・県が指定して洪水予報を実施する河川

河川名	区 域	基準水位	発表者
箒川	左岸：大田原市薄葉かさね橋から大田原市佐良土那珂川合流点まで 右岸：矢板市沢かさね橋从那珂川町那珂川合流点まで	佐久山	宇都宮气象台 栃木県

④ 集中豪雨

近年、これまでに経験したことがないような豪雨が頻発しており、今後も地球温暖化等の影響により、集中豪雨に対して注意が必要である。

また、令和元年の東日本台風により、那珂川流域で壊滅的な被害を受けた事業者もあった。今後、減災の取組を進めた場合であっても、同程度以上の被害を想定しなくてはならない。

(3) 感染症のリスク

感染症が流行した場合に想定される影響等は、次のとおり。

① 売上の減少

次に示す消費者等の動きと、これに伴う需要の落ち込み

- ・消費者（外国人を含む）の自粛行動
- ・式典、イベント、会合、学校行事等の中止
- ・宴会、宿泊、旅行（ツアー・貸切バス利用他）等のキャンセル
- ・学校休校
- ・風評被害
- ・先行き不安による消費マインドの低下

② 仕入・調達等の支障

次に示す企業等の動きと、これに伴う需要又は供給の落ち込み

- ・工場、物流（海外を含む）の停止
- ・原材料、資材、部材等の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・部品、製品、商品の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・物資（マスク・消毒薬等）、燃料の不足、納入遅延、価格の高騰
- ・生産、工期の遅れ
- ・生産の減少、未成工事の増加に伴う受注制限、停止

③ 事業継続への影響

- ・資金繰りの支障
- ・本人又は家族の感染に伴う従業員の出勤停止
- ・学校等休校に伴う子の世話等による従業員の出勤不能

- ・営業自粛・時間短縮要請への対応難
- ・テレワーク、時差出勤への対応難

(4) その他の事業継続リスク

自然災害、感染症以外の不慮の事態とその影響等は、次のとおり。

① 店舗・工場等の火災

- ・所有する建物や設備、什器、備品等の滅失、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

② 経営者・従業員の病気やケガ

- ・長期療養による就業不能又は死亡、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

(5) 商工業者の状況 (令和3年経済センサス活動調査)

商工業者数 651 者 (うち小規模事業者数 553 者)

業 種	商 工 業 者	小規模事業者	備 考 (事業所の立地状況等)
建 設 業	1 2 0	1 1 9	地域内に広く分散
製 造 業	8 5	7 0	〃
卸 売 業	1 7	1 3	
小 売 業	1 6 8	1 2 8	馬頭地区商店街に多い
飲食店・宿泊業	6 7	6 0	馬頭温泉郷に宿泊施設が分布
サービス業	1 4 2	1 1 8	
そ の 他	5 2	4 5	
合 計	6 5 1	5 5 3	

(6) これまでの取組

① 那珂川町の取組

- ・那珂川町地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災物資の備蓄

② 那珂川町商工会の取組

- ・会員被災情報の収集
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・県主催の事業者BCP策定セミナーの周知と参加促進
- ・栃木県火災共済(協)と連携した火災共済への加入促進
- ・上部団体である全国商工会連合会 (以下、「全国連」という。) の福祉共済 (病気・ケガの補償) への加入促進
- ・町が実施する防災訓練への参加及び協力

2. 課 題

(1) 事業者に対すること

- ・防災、減災の必要性認識が不十分な事業者が、まだ一部いることから、意識啓発を強化し、地域内事業者の災害リスクの認識向上を図ること。
- ・防災、減災の取組方法に関する認知度が低い事業者が依然として多いことから、事例等を交えて紹介し、多くの事業者の取組につなげること。
- ・感染症対策においては、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知すること。
- ・取組状況は、規模が小さい事業者ほど低調であることから、簡易なものから紹介し、取り組み開始のハードルを下げること。

(2) 商工会内部に関すること

- ・令和6年1月に那珂川町商工会危機管理マニュアルを策定したものの、実際の緊急時の対応が確立できておらず、職員個々の知識と能力に頼らざるを得ない状況であることから、対応にあたる具体的な体制・役割分担などについて、職員間で十分に共有し、行動できるようにすること。
- ・事前の対策・緊急時の対応を進めるにあたり、必要なノウハウを持つ人員が不足していることから、職員の資質向上を図ること。
- ・事業継続力強化支援ガイドライン（栃木県版）を全職員が理解し、被害情報の報告ルールを共有すること。

3. 目 標

自然災害に対しては、那珂川町地域防災計画を踏まえつつ、那珂川町商工会地域の商工業者に対する事前防災・減災の対策や発生後のいち早い応急・復旧等について、那珂川町と那珂川町商工会が一体となって取り組む。

地域全体を巻き込む自然災害や感染症、更には事業者個々に不測の事態が発生しても、経済活動が機能不全に陥ることを防ぎ、那珂川町全体と、これを構成する事業者の持続的発展を目指す。

具体的な目標は、次の3項目。

➤ 小規模事業者が取り組み可能な事業継続力強化の提案と支援

事業者に対し地域の自然災害、感染症、その他の事業継続リスク（火災、病気やケガを含む）等を認識させ、事業者BCP策定を含む事業継続力強化への取組や損害保険・共済制度への加入を促す。

➤ 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

自然災害、感染症リスク発生時に速やかな支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を職員全員が把握する。

➤ **迅速な被害の把握と報告**

緊急時における町と商工会、国、栃木県、県連合会との被害情報報告ルート、内容等を職員が熟知し、自然災害、感染症リスク発生時は商工会の会員・非会員を問わず地域内の被害情報を収集し、必要な支援を講ずる。

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 12 年 3 月 31 日)

2. 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 事前の対策

① 地域内事業者に対する自然災害等事業継続リスクの周知

- ・職員による巡回や窓口指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等の事業継続リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済制度加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済制度の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、事業者に対し、普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済制度の紹介等を実施する。
- ・全国連作成の「リスクチェックシート」等を活用しながら、リスクごとの損害保険・共済制度の加入確認を行い、対応が不十分な項目について、加入の提案等を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを事業者へ周知する。
- ・マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を事業者へ提供する。

② 地域内事業者に対する事業者BCPの作成支援

- ・事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について助言を行う。
- ・事業者BCP策定のためのワークショップを開催する。
- ・策定支援に際しては、県のBCP策定支援プロジェクトも活用する。

③ 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・那珂川町商工会危機管理マニュアルを令和7年1月に更新済み（別添）。

④ 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険(株)、全国連と提携している あいおいニッセイ同和損保(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

⑤ フォローアップ

- ・地域内事業者の事業者BCP等への取組状況を確認する。
- ・（仮称）那珂川町事業継続力強化支援協議会（構成員：那珂川町商工会、那珂川町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

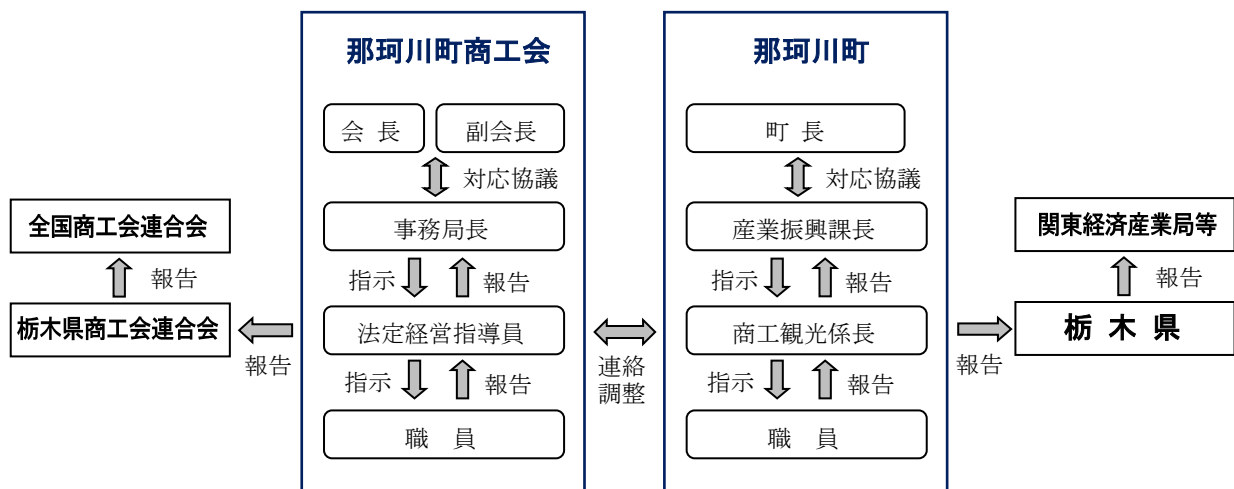
⑥ 訓練の実施

- ・災害（令和元年東日本台風・東日本大震災等と同規模）が発生したと仮定し、商工会の連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

以上、①②⑤⑥の対策については、適宜、東京海上日動火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損保(株)の他、栃木県火災共済(協)と連携協力し実施する。

（２）自然災害等リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・自然災害等リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・事前に風水害等の発生が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



（３）自然災害等リスク発生時の対応

① 大規模自然災害

大規模自然災害が発生（※１）した場合は、以下の手順で対応する。

（※１）大規模自然災害発生とすることの目安

- ・風水害：特別警報が発表された場合
- ・地震：震度６弱以上の揺れが観測された場合

１）職員の安否・出勤可否の確認

- ・商工会職員は、発生後速やかに法定経営指導員（又はその代行者）へ安否・出勤可否の報告を行う。
- ・報告を受けた法定経営指導員は、職員の業務従事の可否を町及び商工連へ報告するとともに、町が把握する被害状況を共有する。

２）管内事業者の被害状況の確認

- ・町は、罹災証明申請書により、管内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話等により管内事業者の被害額・状況を確認する。

３）被害情報の共有

- ・町と商工会は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。
- ・情報共有は、本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式１）を用いる。

- ・共有方法 電子メール（又はFAX）

- ・共有頻度

期間（発生日起算）	頻 度
1 週目	1 日に 2 回
2 週目	1 日に 1 回
3 ・ 4 週目	1 週間に 2 回
5 週目～	1 週間に 1 回

※状況に応じ調整あり

4) 被害情報の報告

- ・町と商工会は3) のとおり情報を共有した後、町は県へ当該実態調査票を用い、定められた期日までに報告する。併せて、商工会は商工連を通じて全国連へも随時報告する。

② 国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症（※2）が流行した場合は、以下の手順で対応する。

（※2）国際的に脅威となる感染症流行とすることの目安

- ・世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合

1) 感染予防のための取組

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・当町で取りまとめた「那珂川町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・今後地域内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。
- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

3) 管内事業者の被害状況の確認

- ・町は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話、アンケート調査等により管内事業者の被害状況を確認する。

4) 被害情報の共有・報告

- ・町と商工会は情報を共有した上で、町は県が定める期日までに、商工会は商工連が定める期日までに報告する。

（4）被災事業者に対する支援

① 応急対策時の支援

- ・相談窓口の設置にあたっては、町と商工会が対応内容等について協議し、安全性が確認された場所に開設する。

- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町等の施策）を周知する。
- ・被災事業者へ、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要「罹災証明書」について周知し、取得を促す。また、添付が求められる被災状況写真を撮影しておくよう指導（又は撮影）する。

② 復旧・復興支援

- ・国、県の方針に従って、町と商工会が復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・被災事業者施策（国、県、町等の施策）を周知する。
- ・被害規模が大きく、町・商工会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県・商工連等に相談する。

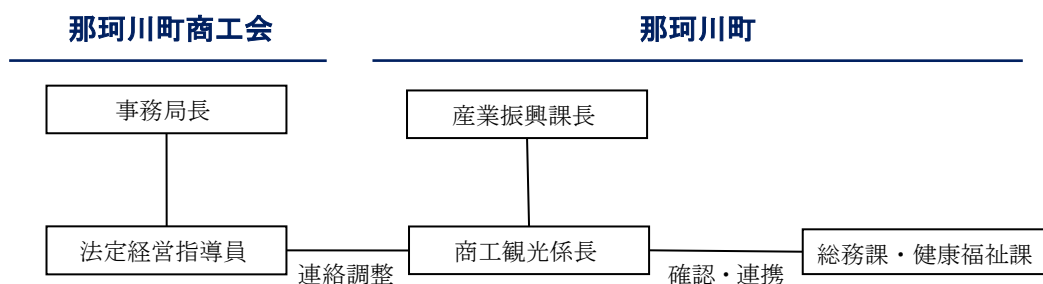
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 7 年 1 月現在)

(1) 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制 / 関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制 / 商工会と関係市町の共同体制 / 経営指導員の関与体制 等)



(2) 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 細野 誠 (連絡先は (3) ① のとおり)

② 法定経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (四半期に 1 回以上)

(3) 商工会、関係市町連絡先

① 商工会

那珂川町商工会 経営支援課

〒324-0613 那須郡那珂川町馬頭 1 1 6 - 5

TEL : 0287-92-2249 / FAX : 0287-92-5984

E-mail : nakagawa_net@shokokai-tochigi.or.jp

② 関係市町

那珂川町役場 産業振興課

〒324-0692 那須郡那珂川町馬頭 5 5 5

TEL : 0287-92-1116 / FAX : 0287-92-3699

E-mail : shoukou@town.tochigi-nakagawa.lg.jp

(4) 被害情報報告先

① 栃木県

産業労働観光部 経営支援課

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20

TEL : 028-623-3173 / FAX : 028-623-3340

E-mail: shienshitsu@pref.tochigi.lg.jp

② 栃木県商工会連合会

〒320-0806 宇都宮市中央 3-1-4

TEL : 028-637-3731 / FAX : 028-637-2875

E-mail : kigyo_fed@shokokai-tochigi.or.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
1. BCP策定セミナー開催費 ・講師謝金・旅費・会場借料・広告料	50	50	50	50	50
2. 個社支援 ・専門家派遣費・専門家謝金・旅費	80	80	80	80	80
3. 普及・啓発費 ・ポスター、チラシ印刷費	30	30	30	30	30
4. 協議会開催費 ・専門家謝金・旅費・会議費	40	40	40	40	40

調達方法
会費、那珂川町補助金、事業収入 等